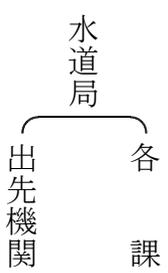


奈良県営水道告示第一号



会計帳簿等の様式に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条の表第八条の項中「固定資産（土地を除く）台帳」を「固定資産台帳」に改める。

第九号様式を次のように改める。

